

### 第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年10月11日

### 会議結果報告書（行政経営戦略会議）

#### 1 日時及び場所

令和元年10月11日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室303

#### 2 出席者

市民課 篠田課長、松田主査

#### 3 件名

証明書発行業務の見直しに向けた意見交換会等の実施について

#### 4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

#### 5 会議内容

- ・今回あくまで市民の意見を聞いていくための見直し案ということで良いか。  
→そうである。市民の意見を聞いた上で、今後の出張所の方向性を検討していく。
- ・市としての方向性を出さなければ、反対意見も出てこないため、見直し案を出すことは必要なことだと思う。
- ・市民に対して、時間をかけて丁寧に説明していくことが必要不可欠である。あくまで決定事項ではないことを伝えながら、意見の収集に努めた方が良い。
- ・市民から寄せられる意見の内容を十分に検討し、必要に応じて、見直し案を修正していくことも視野に入れて進めた方が良い。
- ・マイナンバーカードを普及させて、コンビニ交付を推進していくことが大切である。マイナンバーカードを取得している人の年齢構成も把握し、今後の普及策の参考とした方がよい。
- ・全ての出張所を一斉に廃止するのではなく、例えば駅前センターのみ試行的に廃止し、廃止の影響についてアンケートをとって市民の意向を把握するという進め方もあるのではないか。
- ・地域間の差が出ないよう全て同時期に廃止するという考え方もあるのではないか。
- ・出張所で発行できない場合でも証明発行できるコンビニ交付、広域交付、郵送請求などの代替案の周知を図りながら、納得できる改革を進めるべきである。

#### 【結論】

市民との意見交換会については案のとおり決定する。

ただし、市民に丁寧に説明し、意見を聞きながら、出張所の見直しを進めること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

## 第1号様式その1(第4条第4項関係)

令和元年10月11日

## 付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 市民課

件名	証明書発行業務の見直しに向けた意見交換会等の実施について																																			
現状・課題	<p>平成30年8月策定の『財政推計の見直しと財政健全化の取組』では、歳出削減のための取組として、『出張所の窓口の廃止』を掲げており、マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止することとしている。</p> <p>国は本年6月の閣議決定において、①本年度中の公務員のマイナンバーカード取得推進、②令和2年度にマイナポイントを活用した消費活性化策の事業実施、③令和3年3月からマイナンバーカードの保険証利用を開始することなどの方針を示した。</p> <p>市では、令和元年10月にマイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、市民のマイナンバーカードの取得率を令和2年度末に50%、令和3年度末に73%にすることを目指して、休日開庁など交付体制の強化を図ることとしている。</p>																																			
付議事案	目的	<p>人口減少に伴い人口規模及び職員も減少する中、持続可能な行政体制の構築を進めるため、今後のマイナンバーカードの取得率の向上を見据えて、住民票等のコンビニ交付を推進し、出張所における証明書発行業務の見直しを検討する。</p>																																		
	対応方策	<p>市民の意見を聞きながら、出張所における証明書発行業務の見直しを検討するため、以下の案を提示して市民との意見交換会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度～ 出張所の開所時間の変更</li> <li>・令和3年度～ 出張所の廃止</li> </ul>																																		
論点(決定を要する事項)	市民との意見交換会等の内容及びスケジュールについて																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張所の開所時間の短縮は、日中のどの時間帯も必ずどこかが空いているようシフトを組むこと。</li> <li>・コンビニ交付に移行することのメリットや、出張所以外でも住民票等が取得できることを代替案として明記すること。</li> </ul>																																			
スケジュール	<p>令和元年11月 自治連合会役員会で説明(11/1) 議員全員協議会にて説明(11/18)</p> <p>12月 広報しろい12月1号及びHPで意見交換会のお知らせ マイナンバーカード及び出張所に係る意見交換会(12/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th><th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td><td></td><td></td><td>報道発表</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>議会説明</td><td>有</td><td>議員全員協議会(R1.11月)</td><td>広報・HP等</td><td>有</td><td>広報・HP(R1.12月)</td></tr> <tr> <td>市民参加</td><td>有</td><td>自治連合会役員会(R1.11月)、意見交換会(R1.12月)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>付議書公表</td><td><input type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>非公開 <input type="checkbox"/>部分非 <input checked="" type="checkbox"/>時限非 ( 議員全員協議会まで)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則			報道発表			議会説明	有	議員全員協議会(R1.11月)	広報・HP等	有	広報・HP(R1.12月)	市民参加	有	自治連合会役員会(R1.11月)、意見交換会(R1.12月)				付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 議員全員協議会まで)				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則			報道発表																																	
議会説明	有	議員全員協議会(R1.11月)	広報・HP等	有	広報・HP(R1.12月)																															
市民参加	有	自治連合会役員会(R1.11月)、意見交換会(R1.12月)																																		
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 議員全員協議会まで)																																			
参考情報	関係法令等	白井市役所出張所設置条例等																																		
	関係課	総務課、財政課																																		
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)																																		

## 1 位置づけ

『財政推計の見直しと財政健全化の取組』（平成30年8月策定）

－5 財政健全化の取組－（1）歳出削減のための取組

－イ 公共施設等のあり方の見直し

取組項目	取組内容
③出張所の窓口の廃止	マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止します。

## 2 証明書発行業務の現状

### （1）出張所の状況

#### ○開所日等

5つの出張所において、午前8時30分から午後5時15分まで開所しています。

※ただし、市直営の公民センター以外の出張所は、職員1名体制のため、午後1時から午後2時までは発行不可となっています。

【開所日】●が開所日（年末年始・祝日を除く）

	月	火	水	木	金	土	日
西白井出張所	休館日		●		●		●
桜台出張所			●		●		●
白井駅前出張所		●		●		●	
富士出張所		●		●		●	
公民センター	●	●	●	●	●		

#### ○人員配置

出張所窓口では、住民基本台帳事務、戸籍事務等を取扱い、窓口では様々な対応が求められることから、これまで行政経験が豊富で職責のある再任用職員を配置し、安定的な運営を行ってきましたが、本年度からは職員不足により、2箇所のセンターに臨時・非常勤職員による運営となっています。

市民課職員の対応としては、公民センター以外の出張所の職員が休暇を取得する際には、市民課の職員が出張所へ行き業務を行っています。また、毎月課長が手数料の集金・事務連絡で各出張所に回るほか、市民課職員による賃金事務があります。

#### ○出張所の発行状況及び必要経費

出張所に係る経費としては、人件費、機器賃借料等で年間約2千万円の経費を支出しています。昨年度の出張所における総交付件数は10,433件であり1日当たりの平均交付件数は13.9件です。1件の証明を発行するためのコスト(税金)が約2千円かかっている状況です。

## (2) コンビニ交付の状況

### ○コンビニ交付の状況・メリット

市では平成29年1月4日から住民票・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始した。交付件数としては、平成29年度789件、平成30年度1044件と増加傾向にあります。

市内には現在(2019.7.1現在)19店舗のコンビニがあり、全国的約5万5千店舗のコンビニに設置されているマルチコピー機で、マイナンバーカードを利用して住民票等を申請書の記入などをしなくても画面をタッチしていくことで取得することができます。

時間帯は早朝6時30分から深夜11時まで土日祝日も対応しており、本年度からは年末年始にも市内のコンビニで対応できるようになります。

住民票及び印鑑登録証明書の交付手数料は1件300円であり、コンビニで交付した際には1件につき地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対して115円の手数料を支払っています。(残金185円が市の歳入となります。)

※10月1日から117円に改定

### ○県内のコンビニ交付の導入状況

千葉県内の54市町村のうち、令和元年7月1日時点において、26市が導入済みであり、市によっては、戸籍証明や税証明に対応している市があります。また、マイナンバーカードによるコンビニ交付を促進するため、市の窓口での手数料よりコンビニ交付による手数料を減額している市があります。

## (3) その他の証明書取得方法

住民票及び印鑑証明は、市役所や出張所での発行に加え、マイナンバーカード取得者はコンビニでも取ることができます、それ以外の取得方法として次の方法があります。

代理申請	(住民票) 同一世帯の方が請求する場合は、委任状不要です (印鑑証明) 印鑑登録証の提示により第三者に委任することができます。 (戸籍) 配偶者、同一戸籍・直系親族が請求する場合は、委任状不要です。
広域交付	(住民票) 本人申請の場合、住基ネットにより全国の市町村で交付できます。
郵送請求	(住民票・戸籍証明) 定額小為替を使用して、郵送により請求できます。

### 3 国のマイナンバーカード取得促進の取組

令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定

『マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針』抜粋

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性の向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

- 1 マイナポイントの活用
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用
- 3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等
- 4 マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- 5 マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
- 6 マイナンバーの利活用の推進

【令和元年6月21日 閣議決定】

『経済財政運営と改革の基本方針2019』抜粋

・スマート公共サービス

マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

○マイナンバーカードの取得状況（平成28年1月交付開始）2019.6.30時点

	人口	交付枚数	交付率
白井市	63,790人	9,255枚	14.51%
千葉県	6,298,992人	931,666枚	14.79%

※国全体の取得状況（2019.5.19時点）約1,691万枚 約13.2%

## ○マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードは、①郵送による申請、②スマートフォンによる申請、③パソコンによる申請、④まちなかの証明用写真機からの申請等により取得することができ、交付手数料は無料です。（有効期限は、20歳以上10年、20歳未満5年）

## ○マイナンバーカードの交付体制

平成28年2月1日からマイナンバーカード交付開始（当初は6名体制）

平成29年3月31日まで土日開庁

現在は、毎月最終日曜日の午前中に、職員2名体制で休日開庁を実施しています。

令和2年4月から、毎月第2土曜日の午前中にも休日開庁を実施し、マイナンバーカードの交付に加えて、申請サポートも実施する予定です。

《参考》出張所を廃止した場合の効果額 18, 845, 788円／年

出張所人件費（複合・桜台・駅前・富士）	14,737,982円
本庁職員人件費（集金・事務連絡等）	405,792円
パソコン賃貸借料（8台）	580,000円
プリンター賃貸借料（4台）	130,000円
システム利用料（複合・桜台・駅前・富士）	480,000円
FAX機器賃貸借料（5台）	2,073,600円
FAX回線使用料・印刷製本費等	438,414円
計	18,845,788円

※公民センター職員分の人件費は算定していない。

# 市民との意見交換会等について

出張所における証明書発行業務の見直し方法を検討するため、以下のとおり市民との意見交換会等を開催する。

## 1 意見交換会等に提示する出張所の見直し（案）について

令和2年4月から公民センターを除く出張所の開所時間を縮小し、令和3年4月から全出張所における証明発行業務を廃止する。

平成31(2019)年度	令和2年4月から	令和3年4月から	令和4(2022)年度
	開所時間の変更		全出張所の発行業務の廃止

### 【開所時間変更案】

◎午前（8：30～13：00）、●午後（13：00～17：15）、☆午前・午後（8：30～17：15）

	月	火	水	木	金	土	日
西白井 出張所			◎午前		●午後		◎午前
桜台 出張所			●午後		◎午前		●午後
白井駅前 出張所	休館日	●午後		◎午前		●午後	
富士 出張所		◎午前		●午後		◎午前	
公民 センター	☆	☆	☆	☆	☆		

※再任用職員による半日出張所、半日市民課業務の体制を想定

## 2 スケジュール等

令和元年11月	自治連合会役員会（証明書発行業務の見直し案の説明）※11月1日 議員全員協議会（証明書発行業務の見直し案の説明）※11月18日
12月	広報12月1号で意見交換会のお知らせ 証明書発行業務の見直し案に係る意見交換会 ※12月8日